

地方自治法第 100 条第 1 項の規定により、総合教育会議学識経験者等意見聴取業務委託の事務に関する調査を行うため、特別委員会が以下の内容で設置されました。

名 称 「総合教育会議学識経験者等意見聴取業務委託」調査特別委員会

調査事項 総合教育会議学識経験者等意見聴取業務委託に関する事務全般

調査目的 当該事務における法令遵守の有無及び内部統制機能の確認

調査期間 令和 2 年 12 月 8 日から調査が終了するまで

委員会構成 18 名（議員全員）

設置理由

「総合教育会議学識経験者等意見聴取業務委託」において、総務文教委員会の所管事務調査により、予備費充用の決裁文書の起案及び決裁日は 9 月 30 日となっているが、実際の作成日は 11 月 5 日であることが判明した。このことから、この委託業務は予算計上がないまま発注、執行されたものであり、予算なしの契約等を禁じた地方自治法第 232 条の 3 に抵触する可能性が高くなったと思われる。一方、この予備費充用が、議会の否決した費途に充てることを禁じた地方自治法第 217 条第 2 項に抵触するかどうかについての判断は、現時点では難しいと思われる。

次に、この予備費充用及び委託契約については、通常の事務決裁手続きを踏まず、市長のみの起案、決裁という極めて異例な決裁文書となっている。その理由等については、総務文教委員会の所管事務調査において市長と職員のヒアリングを行った結果、答弁に大きな相違があった。また、市長答弁において、過去の業務で執行に必要な起案手続きに業務の滞りが発生した旨の発言があったが、事実とは異なる部分が含まれているとの副市長、教育長からの申し出もあり、依然不透明なままである。しかしながら、これが事実ならば、行政組織としての内部統制上も非常に問題であると思われる。

以上のことから、この委託に係る契約事務は地方自治法違反、並びに組織としての内部統制上の問題をはらんでいる可能性が高い。よって、これら一連の事実を解明し、再発防止と今後の適切な事務処理に向けた取り組みにつなげていくことが重要であり、それこそが監視機能を与えられた市議会の責務であると考え、本委員会を設置し調査を行うものである。